

議案第 7号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

第25条第1項第4号を次のように改める。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第25条第2項中「第4号」を「第3号」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額基準を改正し、また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険税の均等割額について免除とするよう、所要の改正を行うもの。

（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

【概要】

○国民健康保険税の課税限度額

課税区分	現行	改正案
基礎（医療）分	<u>61 万円</u>	<u>63 万円</u>
後期高齢者支援金分	19 万円	改正前と同じ
介護納付金分	<u>16 万円</u>	<u>17 万円</u>
合 計	<u>96 万円</u>	<u>99 万円</u>

○国民健康保険税の軽減判定所得基準

軽減割合	現行	改正案
5 割軽減	33 万円 + <u>28 万円</u> × (被保険者数) 以下	33 万円 + <u>28.5 万円</u> × (被保険者数) 以下
2 割軽減	33 万円 + <u>51 万円</u> × (被保険者数) 以下	33 万円 + <u>52 万円</u> × (被保険者数) 以下

○国民健康保険税の均等割額の減免

0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に対し、均等割額を免除する。

均等割額		現行	改正案
1 人につき	軽減無し	<u>36,000 円</u>	<u>0 円</u>
	2 割軽減	<u>28,800 円</u>	
	5 割軽減	<u>18,000 円</u>	
	7 割軽減	<u>10,800 円</u>	

政策等の形成過程説明資料

令和2年3月定例会

議案等の件名	議案第7号	政策等の区分	計画・事業・ <b>条例</b>
	加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

加入者1人につき賦課される国保税の均等割は、収入のない子どもまで賦課され、子どもが増えるごとに加算されていき、子育て世帯にとっては、経済的負担が重い制度となっている。  
 全国市長会等から国に対し、社会保険との格差を是正し、子どもの均等割額を軽減する支援制度の創設を要望しているが、国は具体的に踏み込んでいない状況である。  
 全国的には先行して、自治体の独自施策として、子どもの均等割額を減免している取組みも見受けられ、加西市も、0歳児から高校3年生までの均等割額を免除し、子育て世帯の保険税負担を軽減するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

(兵庫県内)赤穂市がH29年度から実施  
 (全額免除を実施している自治体)  
 岩手県宮古市(H31年度) 福島県白河市(H31年度) 福島県南相馬市(H30年度) 等

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策21	安心できる子育て支援

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市国民健康保険税減免要綱(平成18年加西市訓令第24号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
16,000	0		16,000	

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

こども均等割減免の対象者 0歳児から高校3年生まで  
 こども均等割減免の対象者数 627人 366世帯  
 こどもにかかる国保税均等割 16,000,000円  
 初年度のみ、システム改修費 825,000円  
 財源は国民健康保険事業基金とする

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

国保加入世帯の子育てにかかる保険税負担の軽減が図られ、安心して子育てができる環境が整い、子育て世代の定住促進や、出産の促進などに、大きな役割を果たすことが期待できる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	国保医療課	有・ <b>無</b>